

○駐車禁止除外指定車両に対する標章交付

(第4条の2第1項)

審査基準

平成21年2月13日作成

法令名	岡山県道路交通法施行細則
根拠条項	第4条の2第1項
処分の概要	駐車禁止除外指定車両に対する標章交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第4条第2項(公安委員会の交通規制)
審査基準	
標準処理期間	10日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請者の住所地又は勤務地を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は交通部交通規制課
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は交通部交通規制課
決裁区分等	交通部交通規制課長